

1 豊行（情運）第4号

令和元年7月2日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

保有個人情報を利用目的以外の目的のために取得及び提供することについて（答申第22号）

令和元年6月5日付け1豊環廃第81号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

（仮称）豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例によるいわゆるごみ屋敷問題の解決に当たっては、自治体と地域社会とが一体となって取り組むことが重要であり、原因者の支援に当たっては、原因者に関する個人情報（住所、氏名、年齢、保健及び福祉に関する制度の利用状況等）を取得すること及び当該情報を自治会、民生委員、社会福祉協議会等へ提供することが公益上必要であり、当該情報を利用しなければごみ屋敷の根本的な解消（再発の防止を含む。）につながらないと考えられる。

よって、実施機関が個人情報を取得することについて相当な理由がある（豊橋市個人情報保護条例第4条第2項第8号）と認め、また、取得した個人情報を自治会等に提供することについて特別の理由がある（同条例第9条第2項第6号）と認める。

ただし、実施機関は、個人情報の提供に際して、次の2点に留意しなければならない。

- 1 個人情報の提供方法について、CD-Rによることが提供を受ける側から考えて合理的であるか検討すること。
- 2 個人情報を口頭で提供することが、個人情報保護の観点から適切であるか検討

し、他の媒体での提供も視野に入れ適切な方法を選択すること。